

平成29年12月吉日

不破中学校体育施設使用団体 各位

垂井町教育委員会 生涯学習課

**体育施設（体育館・グラウンド）利用時における校内の
車両通行・駐車制限について（通知）**

平素より、当町におけるスポーツ振興につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、みだしの件につきまして、先般、不破中学校敷地内において、グラウンドで活動中の団体使用のボールが、南校舎・体育館前に駐車・走行している車両に直撃する事案が発生してしまいました。

このような事案の未然防止策については、平成29年8月29日に学校長より、「校地内における車両通行等の制限について」の文書で、周知済みではありますが、残念ながら、東門から、スピードを出したまま出入りする車両等の目撃も相次いで寄せられているのが現状です。

今回は、幸い受傷事故の大事には至りませんでした。今後、車両が人をはねる等、大事故に繋がりにかぬと判断したため、**グラウンドを使用している場合（時間帯【月・水・木・金曜日等】）**においては、下記の事項について**一切禁止**しますので、周知・徹底のほどをお願いいたします。

<禁止（厳守）事項>

- ・ **東門からの車両の出入り禁止**
- ・ **体育館出入り口前周辺への駐車禁止**
- ・ **南校舎・グラウンド間の通路への車両走行及び駐車禁止**

〔体育館・グラウンドを利用する際は、学校北側の門から出入りし、北東駐車場に駐車して、徒歩で移動してください（予めグラウンドの使用を確認の上）。〕

※違反した場合の事故・トラブル等については、活動者、学校共に、責任は一切負いかねます。

お互いに気持ち良く利用できるよう、ルールを守ってください。

照会先：生涯学習課	スポーツ振興係
担当：日比野	
電話：22-1151	（内線293）